

定期的な歯科健診を受けましょう

お口の健康は全身の健康と深い関わりがあります。歯周病やむし歯になってから歯科医院へ行くのではなく、そうなる前に対処することが大切です。毎日の歯みがきなど自分で行うセルフケアも大切ですが、歯石の除去や病気の早期発見・早期治療など歯科医院でのプロフェッショナルケアも欠かせません。少なくとも年に1回は歯科健診を受けましょう。

◇共済組合では「お口のチェック」事業を行っています

プロフェッショナルケアの一部を無料（年度内に1人1回限り）で受けることができますので、対象者の方は積極的に受診しましょう。

■対象者

組合員及び年度内に19歳以上となる被扶養者

■お口のチェック内容

- ・口腔診査（顎関節・粘膜・歯及びその他の状況、歯面清掃（体験）等）
- ・口腔衛生指導（う蝕・歯周病の予防、食事・生活習慣指導、ブラッシング指導等）

■受診時の留意事項

- ・契約医療機関への事前予約が必要です。

※契約医療機関は右のQRコードから検索できます。



- ・長崎県市町村職員共済組合のお口のチェック受診を希望する旨を必ず伝えてください。

- ・受診当日、持参するもの

①組合員証（組合員被扶養者証）

②お口のチェック受診助成券

※お勤め先を通じて助成券等を配付しています。

※お口のチェックの受診日と同日に治療等の保険診療を受けることはできません。

※資格喪失や認定取消となった方は受けることができません。

様式第3号	
お口のチェック受診助成券	
受診年月日	令和 年 月 日
医療機関名	
所属所名	
組合員証	記号 番号
組合員氏名	
受診者氏名	
健診内容	1 口腔診査(歯面清掃を含む) 2 口腔衛生指導(う蝕・歯周病の予防、食事・生活習慣指導、ブラッシング指導)
発行機関	〒850-0032 長崎市美善町6番3号 長崎県市町村職員共済組合 TEL. 095(827)3139
有効期間	令和5年5月1日～令和6年3月31日

※ 予約時に「長崎県市町村職員共済組合が受診する。お口のチェック受診を希望します。」と明確に伝えてください。
※ 受診希望者は裏面の受診者への注意事項を必ずお読みのうえ、受診してください。